

21世紀を地方自治の時代に

住民と自治

発行 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL03-3235-5941 (代)・FAX03-3235-5933
発行人 福島 譲 編集人 谷口 郁子

通巻640 2016. 8 付録

東海版 NO.378号 2016. 7. 10
東海自治体問題研究所

〒462-0845 名古屋市北区柳原3-7-8
TEL・FAX 052-916-2540
<http://www.tokaijitiken.web.fc2.com/index.html>
E-mail:tjmken@f6.dion.ne.jp
理事長 市橋 克哉 (名古屋大学教授)
編集責任 長谷川洋二 (事務局長)



頼朝、義経、家康ゆかりの誓願寺

撮影場所 名古屋市熱田区

名古屋熱田神宮の西側にある誓願寺。源頼朝の母は、熱田大宮司の娘、由良御前で頼朝誕生の地である。産湯の井戸が境内にある。また、鞍馬を逃れた牛若丸（後の義経）は、熱田神宮で元服し、大宮司が名付け親ともいわれている。初代日秀妙光尼が竹千代（家康の幼名）の養育係の縁で葵の御紋を門扉に掲げている。

撮影 太田武宏 (写真クラブ「アクト」)

8月号の内容

マイナンバーの導入とその強制に、いかに対抗するか (前田定孝)	2P
第42回東海自治体学校特集Part 2	3P
書籍案内	15P
東海ローカルネットワーク	18P
研究会報告	20P
行事案内	22P

マイナンバーの導入とその強制に、いかに対抗するか

前田 定孝 (三重大学)

はじめに

2016年1月から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(2013年法律27号、以下「法律」と略称する)、いわゆるマイナンバー法が施行されました⁽¹⁾。そこでは、すべての事業所が2016年1月以降、源泉徴収票などの税・社会保障関係の手続にこの番号を記載することになるとされます。

現段階(2016年7月)では、多くの事業所等において、だいたいのシステムの構築も終了している頃ではないかと思われます。しかしながら、この制度が国民・住民のプライバシーを侵害する可能性をとまなうという本質は、一切かわっていません。むしろ、現段階で税務と社会保障と災害対策に限定されているその運用が、将来的には行政のあらゆる分野にまで拡大し、さらには金融機関等を通じて、日常生活の隅々にまで滲透し、拡大していく可能性は、ますます強まっています。

「Googleに12ケタの番号を打ち込んで検索ボタンを押したら、自分の名前が出てくるような時代になるのではないか」——以前私が、ある会議の席上で総務省のとある課長に尋ねたところ、彼は率直に、「そうなるでしょうね」と答えました。生活のすみずみまで国民を監視する国家、そのことを前提として人びとがつくりだす社会——そのような社会の到来をなんとかして阻止する方法を考えてみましょう。

1. マイナンバー制度にまつわる国民・住民の権利・義務

(1) 従業員に対する提出等の強制はNG

マイナンバー制度とは、国民個人に番号

をふり、それを行政手続等におけるキーとして用いることで、行政の窓口における事務作業を効率化する制度です。「法律」2条5項でいう個人番号とは、同8条1項に基づいて、市町村長が住民基本台帳に記載された住民の情報を「地方公共団体情報システム機構」(同法2条14項)に通知し、これに対して同機構が12ケタの番号を付番し、市町村長に通知し、この番号を市町村長が「通知カードにより通知」するとします(同7条2項)。住民は、通知カードを受けたのちに、市町村長に申請することにより、「個人番号カード」の交付を受けることができます。

しかしながら、ここで重要なのは、この段階ですでに個人に、12ケタの個人番号がシステム機構によって付番されているということです。いちいち「個人番号カード」を申請しなくても、すでに番号は個人にふられているのです。

それでは、個々の国民・住民は、何を求められているのでしょうか。

多くの事業所の場合、その雇用する労働者に対して、その本人および扶養家族の個人番号の届出を要請するところが多いと思われます。問題は、この①使用者による個人番号の徴収と、②労働者がその求めに応じることという2段階の行為が、どのような法的性質をもつのかです。

事業所において、従業員の源泉徴収票・給与支払報告書の提出に際して、税務署長に法定調書を提出するために従業員の個人番号を記載する事務を、「個人番号関係事務」といいます(「法律」2条11号)。これに対して、「個人情報」を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理

する事務」(同10号)、すなわち「個人番号利用事務」を行う者を、「個人番号利用事務実施者」(同12号)といいます。ここで個人番号が利用される局面とは、「個人番号利用事務実施者」が、その事務遂行に際して「個人番号関係事務実施者」が作成する源泉徴収票や給与支払報告書の書式に設定された個人番号記載欄に従業員の個人番号を記載する際に発生します。「個人番号利用事務実施者」だとか、「個人番号関係事務実施者」だとか、似たような漢字が並んでいるのに、実は2文字しかかわらず、面倒くさいので、「利用」=行政、「関係」=事業者と覚えてください。

問題はここで、いかなる法的拘束が発生するかです。

「利用範囲」に関して「法律」9条各号は、いずれも、税務、社会保障、および災害対策において、「必要な範囲で個人番号を利用することができる」とするのみであり、「利用しなければならない」とはなっていません。同様に、「提供の要求」に関して「法律」14条1項も、個人番号利用事務等実施者が、「個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる」とするのみです。そこでは、個人番号利用事務実施者すなわち行政が、これに対して、提供を要請される側である「個人番号関係事務実施者」、すなわち事業者に対して、その届出を義務づけるような根拠規定は存在しません。単に「法律」6条で、「個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする」とするのみです。もしもこのような場合に、届出等に法的強制力をもたせようとするれば、通常であれば、行政が事業者に対して「提出命令」等を発し、これに違反した場合に罰則で担保するとの規定が考えられるはずですが。ところが「法律」67条以下に規定されている罰則のどこを見てもそのような規定は存在しません。

むしろ67条は、「個人番号利用事務実施者」(つまり行政)が、「正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供したとき」を対象としています。すなわち、事業者が従業員の個人情報を徴収し、あるいはそれを文書に記載して提出する義務など、法的にはどこにも存在しないのです。

ましてや、「本人」が事業者に個人番号を届け出る義務など、一切存在しません。

さらには、「本人」が行政に協力しなければならないとか、あるいは雇用主に協力しなければならないとの規定など、存在しません。というよりも、国、都道府県、市町村のいずれも、いちいち「本人」が記載などしなくても、すでに個人番号を知っているのです。個人番号の生成過程を考えると、市町村長は「地方公共団体情報システム機構」から個人番号の通知を受けているはずですので、知らないはずはありません。都道府県にしても国にしても、「法律」21条以下で規定する情報ネットワークシステムを用いて、総務大臣を経由して(「法律」21条2項)、個人番号を照会できるのです。

まずこの点を正確に理解しなければなりません。

(2) それではなぜ雇用主は、あたりまえのように提出を求めるのか？

それにもかかわらず、雇用主は「個人番号関係事務実施者」として、従業員の個人番号を収集しようとしています。たとえ筆者の勤務する三重大学では、昨年12月段階で、「事業者が行っている社会保障、税等の事務手続にマイナンバーを付与することが義務づけられ」たので、「本学におきましても、職員および職員の扶養親族のマイナンバーを取得する必要がありますので」、「(1)『個人番号カード』のコピー(裏表両面)」または「(2)『通知カード』のコピー」により、「提供方よろしく申し上げます」との内容でした。上記のように、「義務づけ」など存在もしない

のですが、大学としては、国から運営費交付金で「支援」してもらっている「国立大学法人」である以上、国には逆らえない、ということでしょうか。そもそも国は国立大学法人を「支援する」のではなく、日本国憲法26条に基づいて、国民に教育の機会均等を保障するために、その運営を「保障」すべきものではないかと思うのですけれども、どうもその考え方は大学の高級職員には通用しないようです。

なお、上記のように大学＝事業主が「取得する必要」とはいつても、事業主が個々の労働者の源泉徴収票等に記載しなければいいだけの話ですので、ここでいう「必要」など存在しません。

それにもかかわらず、社会的には、事業主の求めに応じて労働者は個人番号を届出する「ものである」との「常識」が広がっているようです。筆者が聞いたところでは、扶養家族以外も含む家族全員の個人番号の届出を求められたとの話もあります。職場での力関係上、いかんともしがたいということでしょうか。

事業主の求めに応じて個人番号を提供するのは、その求める主体が事業主だからでしょう。つまり、法律上に根拠のある権力以上に、社会的な権力の方が強力だからです。民間企業において、自分以外の方が事業主の求めにあたりまえのように従っている実態こそが「常識」だと考えるのであれば、個人番号を提出しない者は、それだけで「非常識」な人ということになります。その後続く、会社の経営者や同僚からの目線を気にしているのでしょうか。

そのかぎりでは、個人番号の届出要請は、企業、あるいは社会において強制力を発揮しているのです。

(3) 個人番号の記載を拒否したらどうなるのか？

それでは、実際に従業員個人が使用者＝事業主の求めを断って、個人番号の提出を拒

否したらどうなるのでしょうか。

実は、雇い主が従業員から個人番号の提供を拒絶される事態について、政府もすでにおり込み済みです。内閣官房「マイナンバー 社会保障・税番号制度」というサイトによると、「従業員等がマイナンバーの提供を拒んだ場合、どうすればいいですか？」との質問に対して、「社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください」としつつ、「それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください」と記載されています⁽²⁾。雇い主から個人番号未記載の書類を受理しても、ただちに不利益措置はないようです。

この点、国立大学法人三重大学など、事業者によっては、「マイナンバーの届出をしない従業員にはご自分で手続きしていただくことになる」などという者もいるようです。この「手続き」の内容はただちに明らかではないのですが、仮にこれが源泉徴収や年末調整などの事務であるとすれば、所得税法183条に違反し、同法240条に基づく罰則適用の可能性もあります。

2. マイナンバー制度が実施された社会とは？

(1) マイナンバーのメリット？

それでは、個人番号が付番されることで、何かいいことがあるのでしょうか？

マイナンバー制度の導入に際して、そのメリットとして政府は、「1. 行政の効率化」「2. 国民の利便性の向上」「3. 公平・公正な社会の実現」の3点を挙げました。「行政の効率化」は直接国民に関係ありません。これに対して「2. 国民の利便性の向上」はどうでしょうか。

たとえば2014年2月の内閣官房の文書はさらに、「より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる」としつつ、さらに「真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる」「大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対

する積極的な支援に活用できる」などとし
ます⁽³⁾。つまり、「真に手を差し伸べるべき者」
とそうでない者との峻別が正確にできるよ
うになるというわけです。

そもそもどういう行政分野での活用が想定
されているのでしょうか。利用範囲について
同法9条の別表第1では、98項目が列挙され
ています。前述のように、「法律」3条2項
に基づいて、最初は「税務」「社会保障」、
「災害対策」の3分野で、政府がマイナンバー
制度の導入に固執する最大の動機は、国民の
所得・資産を国家が委細漏らさず把握するし
くみを構築することです。さらには、「負担
を求められる保険料と将来得られる可能性の
ある給付額との収支勘定をIDシステムを活
用することで国民みずからに確認させる、す
なわち国民一人ひとりに具体的な金額として
“社会保障の損得”を確認させるとともに、
この確認作業により給付への不安が生じた国
民に対し自己責任のもと民間保険や金融商品
を契約、購入させることを図る自律を促す仕
組み」、すなわち「社会保障個人会計」を意
図しているといわれています⁽⁴⁾。

政府がいう「社会保障や税の給付と負担の
公平化」が、マイナンバー制度による「より
正確な所得把握」によってなされるとしたら、
第1に、社会保障制度の受給者はつねに、そ
の個々人の過去の納税等の負担を気にせざる
をえなくなります。第2に、そのことを通じ
て、国家の財政力にあわせて、給付水準が調
節されやすくなります。国民個々人が、社会
保障サービスをその負担能力に応じて購入す
る——このことを逆から見ると、個々人レ
ベルでのより正確な応益負担主義の強化です。

政府は、その言い分として、「添付書類の
削減など、行政手続が簡素化され、国民の負
担が軽減されます。行政機関が持っている
自分の情報を確認したり、行政機関から様々
なサービスのお知らせを受け取ることができ
ます」とします。しかし、今後予想される生
活の困窮と比べれば、明らかに些末な話です。

さて、個人番号がどのように国等によって

利活用されているのかを個々人レベルで確認
できるのが、「マイナポータル」です。「自
宅のパソコンから様々な情報を取得できる個
人用サイト」で「個人情報のやりとりの記録
が閲覧できるようになります」。そこでは、
「自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供し
たのか確認できます」「行政機関などが持つ
ている自分の個人情報の内容を確認できます」
「行政機関などから一人ひとりに合った行政
サービスなどのお知らせが来ます」としてい
ます⁽⁵⁾。

マイナポータルは、政府が出し入れする個々
人の個人情報の流れを監視することができま
す。そのことを通じて、自己に関する行政活
動の流れも一定程度監視することができます。
しかしながら、監視を怠ったらどういうこと
になるのでしょうか。支払ったはずの年金保
険料が支払われていないことになっていると
いう場合、以前は政府の責任でした。これか
らは、その監視を怠った国民個々人の責任に
なるのでしょうか。気になるところです。政
府を監視するのが情報公開制度です。これに
対してマイナンバー制度とは、個人番号の流
れを国民個々人に監視させることを通じて、
個々人に関する行政の適正な遂行のチェッ
クの責任を個々人に転嫁させるものかもしれ
ません。

なお、付言すると、国民個々人がその個人
情報のやりとりを一括して確認できるという
ことは、行政はそれ以上に個人情報の動きを
まとめて正確に把握する技術を手にしたとい
うことでもあります。

(2) 国家による民間企業に対する経営資源 の供与？

さて、個人番号の活用範囲は、さしあたり
「社会保障制度、税制及び災害対策に関する
分野」における行政手続を想定しているよう
です。しかし、本法3条2項は、「他の行政
分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上
に資する分野における利用の可能性を考慮」
するとしています。この規定によると、上記

3分野、さらには行政を超えた民間の分野にも拡大することが想定されているのです⁽⁶⁾。

個人番号の利活用は、行政だけに想定されていません。2015年5月20日に開催された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会第9回会合で出された「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ（案）」（福田内閣府大臣補佐官提出資料）⁽⁷⁾によると、個人番号カードの国家公務員の身分証明書としての活用（2016年1月）、個人番号カードに仕込まれているICチップの民間開放（同4月）による民間企業の社員証としての活用や民間のポイントカードとしての利用、個人番号カードの公的個人認証における活用による公的認証の民間開放の実現（2016年1月以降）による興行チケット等の販売サービスの可能化など、夢は広がります。さらに、「個人番号カードをデビットカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、診察券などとして利用」するなどの「ワンカード化の促進」、「スマホ等のデバイスにダウンロードして代用できるよう研究・関係者との協議のうえ実現」、「資格試験や入学試験の受験票としての活用」による替え玉受験対策、運転免許証との一体化、医師免許、教員免許等との一体化、学歴証明、健康保険証オンライン資格確認など構想されています。

そのための一歩として、2015年8月28日に成立した個人情報の保護に関する法律20条の11の2は、金融機関等が政令で定めるところにより、「預貯金者等情報を当該預貯金者等の個人番号により検索することができる状態で管理しなければならない」と改正されました。

1枚のカードで日常生活の煩雑な部分を処理できる。国民個人にとっても、このような「ワンカード化」は便利なように感じられます。

しかしながら他方で、情報社会とは、情報を事業活動発展の資源として利活用する社会

です。これらの個人情報を横につなぐことで、個人のプロファイリングが生成されるとともに、そのような情報が個人ではなく集団として蓄積された場合、市場分析を可能とする貴重な情報基盤が構築されるのです。「丸とお見通し」なのは、国だけではないのです。むしろ、民間の事業者が、その必要と考える個人情報をその都度検索し、活用し、そしてその都度蓄積していくのです。

まさに個人情報データベースの民間事業活動における切れ目のない利用拡大です。それは、行政情報とクレジットカード情報がまとめて検索できるものです⁽⁸⁾。個人情報を商売のネタにする個人事業者は、この数年間で急成長を遂げています。Googleなどその典型です。Googleがこの間売り出してきたコンテンツを見ると、それはよくわかります。「すべての写真を1か所に自動整理と強力な検索機能」と銘打ったGoogle Photo、「予約したフライト、レストランなどの予定がメールから自動的に追加されます」とするGoogleカレンダー、ストリートビュー付きのGoogle Map、最近では中止されたと思われる「ローカルディスクおよび指定したネットワークディスク上にあるファイルに対するテキスト検索が行える」と銘打ったGoogle Desktop、「書籍の全文が登録された世界最大級の包括的なインデックス」と銘打ったGoogle Books……。たしかに便利なようですが、これらのサイトを管理する者には、使いようによっては非常に有用なマーケット情報が蓄積されていることがわかります。Googleへの広告掲載を請け負っているアドワーズのサイトによれば、「総売上げの5～10%をスターティングコストの目安に」としているところを見ると、大手検索エンジンサイトへの広告掲載は、その分の値打ちが見込まれているのです。

アマゾンのウェブページに掲載されている「あなたへのおすすめ商品」は、個人にとっても、決して的外れではありません。最近検索した結果などが反映されていることがわかります。このような情報提供が、もっともつ

と可能となるのです⁽⁹⁾。

また、この狙いは「新成長戦略」によるIT産業への利益誘導であり、その市場規模も、「国と民間事業者の負担をあわせると」1兆円にのぼると試算⁽¹⁰⁾されています。

ところで、頭を冷やして考えてみると、これらの民間企業が保有する個人情報と、国や行政が保有し、やがて民間企業に提供される個人情報とは、同じ性質のものなのでしょうか。いいかえると、経営資源としての個人情報と、国民権に基づいて行われる行政活動において利活用される個人情報とは、法的性格を同一にしているのでしょうか。決してそうではないような気がします。

このことは、「国家」というものの形成過程にかかわる話でもあります。国家など存在しない段階で「人民」相互がその主張をむき出しのままぶつけあっていた歴史的段階の社会では、その対立・矛盾を解決すべく暴力手段等を「人民」の個々から剥奪しつつ「国家」を形成し、それぞれのそれまでの営みを最大限尊重しつつその相互に矛盾する部分について国家権力が介入することでその矛盾を解消する、そのために暴力手段等も国家が独占した——このような近代国家の建国の過程を念頭に置くと、国家や行政が保有する個人情報と、民間企業がその経営資源として保有する個人情報とは、姿形は似ていても、その法的性格を根本的に異にしていると思われるのです。民間企業が経営資源として保有する個人情報とは、国家に先行する社会において、場合によっては他者の人権を侵害するリスクをとともなうものです。これに対して国家が保有する個人情報とは、国家に先行する社会における相互対立関係を解消するために、その加害者の側の営みの一部を制限することを意識した性格のものでした。

これらを「姿形がたまたま似ている」ことを奇貨として、相互に融通していいのでしょうか。筆者には大いに疑問が残るのです。

この視点から見ると、マイナンバー制度の行き着く先は、銀行資本等に対する国家的な

利益供与以外の何ものでもなく、そこには公共性の名のもとに提供を正当化されうるものなどほとんどないような気がしてなりません。もしもそんなに個人情報欲しいのであれば、私企業はその社会的な力を縦横に工夫して、正当に収集すべきです⁽¹¹⁾。

このことも意識して制度化してほしいかと思えます。

3. できることは残っている

それでは、私たちに何ができるのでしょうか。政府に立憲主義的視点も法治主義的視点も欠落している以上、国民の運動でくいとめる以外に方法は存在しません。

(1) まず職場での点検を

できることの第一は、職場で個人番号がどのように収集され、利用されようとしているのかをチェックすることです。少なくとも、この制度に対する不安は払拭されていません。むしろ、末端の労働者が何気なく使用者＝雇用主を信頼して、そのいうがままに個人番号の届出をするのに対して、その届出をさせる側、すなわち経営の側は、実はかなりの不安を抱えているようです。三重大学でも、個人番号の提供を要請する側である企画総務部の職員のかなりの部分が、この2月段階で届出していなかったようです。

まずは率直に不安を出しあうことです。この場合、以下の2項目が考えられます。

①本人の個人情報が漏洩することなく適切に管理されるのかどうか。

②届出しなかったら何らかの法的なまたは会社からの不利益がくるのかどうか。あるいは個人番号の利活用を担当する同僚に迷惑をかけることにならないかどうか。

まずは、使用者に問い合わせることが必要です。三重大学の場合、上記のように国がいうから「提供方よろしくお願ひします」とあるように、まともに説明すらされていないのが多くのところだと思えます。自分で理解もしていないものを、従業員に求めていいは

ずがありません。そこへは、ただちに、以下の疑問群が発生します。

「マイナンバー制度および個人番号の意義および目的について、依頼する側の事業主は、正確に理解して依頼しているのだろうか」、「国が集めろという以上に、経営側は、どのような内部の議論を経て今回のような提出依頼に至ったのだろうか」、「経営側において個人番号の提出を依頼する対象の範囲とは?」、「現在は税務と社会保障と災害対策とされているが、経営側は将来的にみて、どのような個人番号の用途を予想しているのだろうか」、「経営側は、どのような個人番号管理上のセキュリティ対策を講じているのだろうか。その全体像は?」、「従業員が個人番号の届出をしなかった場合に、経営側は、所管の府省、あるいは自治体等によるどのような不利益的措施を想定しているのだろうか」、「個人番号の届出を拒否した従業員個人には外部からの不利益的措施があると想定されているのだろうか」、「個人番号の届出を拒否した従業員に対して、経営側は何か措置をとろうと考えているのか」、等々。

これらのそれぞれに対して、納得いく説明を求めることが必要だと思われます。

そのことを踏まえて、さしあたり以下の要求を提出することが考えられます。

- ①事業主は、その雇用する労働者に対しマイナンバーの届出を強制しないこと。
- ②使用者は、税務や社会保険関係書類への個人番号の記載を強制しないこと。同時に、事業所内の事務手続においても、税務や社会保険関係書類への個人番号の記載をしないこと。
- ③将来にわたり、事業主は、マイナンバーを検索キーとして従業員を管理しないこと。
- ④事業主は、ネットに接続されていないコンピュータを使うなど、個人情報の漏洩を防ぐために細心の注意を払うこと。

いずれにしても、各職場での団体交渉等を通じて、解決を図ることが求められます。自治体あるいは政府の府省の職員で組織し、ま

たは加入する労働組合は、それをバックアップすることが求められます。

(2) 地方自治体における住民情報管理

個人番号のもととなる住民票を管理し、あるいは総務省から照会を受けるのは、市町村です。そこでは、日々の業務で利活用するネットワークの状態をチェックすることから始めることが求められます。この点、大阪高判2006年11月30日は、「住基ネット制度には個人情報保護対策の点で無視できない欠陥がある」といわざるを得ず、行政機関において、住民個々人の個人情報が入り込まれて集積され、それがデータマッチングや名寄せされ、住民個々人の多くのプライバシー情報が、本人の予期しない時に予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険が相当ある」と判断しました。漏洩の可能性が物理的に存在する以上、情報漏洩を防ぐには、物理的に漏洩を防ぐ手立てが必要であるという発想です。たとえば少なくとも情報系ネットワークと基幹系ネットワークが接続していないかどうか、データは媒体上でやりとりしているかなど、点検する必要があります。

また、DV等で身を隠す必要から住民票をもたない住民がいないかどうか、慎重に確認したうえで、市町村として必要な社会保障制度を適用する必要が出てきます。

同様に、市町村は、国との関係で憲法92条以下に基づく団体自治の一環として、個人情報を含む行政情報を住民目線で適切に管理することが求められます。そこでは、必ずしも国いいなりになる必要はなく、法定受託事務条例等、自治体の裁量のおよぶ部分を見いだしつつ、その範囲で住民の個人情報の適切な管理を模索することが求められます。

(3) 国が保有する個人情報は適切に管理されているのか

国、とくに総務省の職員は、その他の府省の職員とは異なって、不必要な情報収集・管理や不適切な私企業への利益供与をチェック

する役割を担っているのではないかと考えられます。これに対して厚生労働省や財務省などのその他の府省の職員は、日々の事務作業における国民の個人情報の管理に際して、個別にチェックし、問題提起することが求められます。

(4) 民間企業を通じた国民・住民の自衛措置

民間の事業所（事業主としての自治体も含む）は、源泉徴収票等への個人番号の記載が、いちおう求められます。そのためには、労働者個人から個人番号の通知を受ける必要があります。しかしながら、上記のように、第1に事業者は従業員個人から個人番号の通知を強制する法的な権限を有しません。第2に、事業者は源泉徴収票等に個人番号を記載できない場合に空欄にして提出することも許されます。

この場合、個人番号は「機構」が機械的に付番するものであり、市町村はその番号を一方向的に個人に通知するのみです。ここでは、諸事情により本人に番号が届かないことも予想されますし、事業者が労働者に個人番号の通知を罰則等をもって強制する根拠もどこにもありません。

そして第3に、これらのことから、個人番号カードを取得しようとしまいと、まったく影響がないことから、個人には、市町村の窓口でこのカードを取得しないことを認めるという対応が可能です。

なお、付言しておくこと、巷では、「法律のうへでは従業員に届出を強制することはできないが、就業規則で義務づけた場合には強制力が発生する」とする論があるようです。個人番号の届出を拒否した場合、段階を経て最後は懲戒解雇までいくということでしょうか。しかし、行政が別途調査すればすぐわかる個人番号を事業者がかわって徴収する行為に協力しなかったくらいで、懲戒解雇や不利益な取扱いが可能とはとうてい思われません。もしもありうるとすれば、いわゆる「別件解

雇」であると考えべきです。

おわりに

今回のマイナンバー制度は、国民に関する情報を国家が取得・管理する際の原則に、基本的なところで反していると考えられます。そこでは、自治体労働組合をはじめとする個人番号をとりあつかう職場の労働者と労働組合が、真剣に考えて対応することが求められます。この制度には前述のように、行政情報を国・自治体横断的に利活用するという自己情報コントロール権を侵害する点、個人情報を民間企業への提供を通じて利益供与するという点、そして住民の情報を国が無制限に利活用できるという意味での地方自治の原則違反などがあるものと思われます。

マイナンバー制度は、特定秘密保護法との関係で、「国家に国民の個人情報を『知る権限』として保障し、国民のプライバシー権を侵害する」ものであって、「両者は対の関係にあり、従来の国民と国家の関係を180度転換するもの」です⁽¹²⁾。それぞれの関係者がそれぞれの立場で、国民・住民の権利を主張し、あるいは保護する立場から、できることにとりくむことが求められます。

註釈

- (1) 黒田充氏によれば、この種の制度を導入する動きは、1970年代の「事務処理用統一コード」に遡るとのことです。この制度は、2002年の住民基本台帳法改正による住基ネットとして制度化されたとのことです。黒田充『マイナンバーはこんなに怖い!』（日本機関紙出版センター、2016年）p. 36.
- (2) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq4.html> 2015年10月15日最終確認。
- (3) 内閣官房社会保障改革担当室「マイナンバー 社会保障・税番号制度」（2014年2月）http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dail/sankou.pdf 2015年10月15日最終確認。
- (4) 黒田前掲註1, p. 81.
- (5) <http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/point/> 2015年10月15日最終確認。
- (6) この他、「医療等分野データ利活用プログラム（仮称）を策定し、国などが保有する医療等分野

- の関連データベースにおいて、患者データを長期間追跡し、各データベース間での患者データの連係を図る基盤整備を図ることも考えられているようです。参照、永山利和・今西清編著前掲註7, p. 131.
- (7) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai9/siryou6.pdf 2015年10月15日最終確認。
- (8) この点、野村武司氏は、「社会的に形成されていくプロフィールに対してどれだけコントロールできるのかが、自己情報コントロール権にとって非常に重要」としています。兼子仁、内野正幸、中島徹、棟居快行、野村武司、平松毅〈研究座談会〉「住基ネット法制における人権憲法問題に関する検討」兼子仁・阿部泰隆編『自治体の出訴権と住基ネット』（信山社、2009年）p. 173. [野村武司]
- (9) 参照、黒田前掲註1, p. 67.
- (10) 永山利和・今西清編著『個人情報丸裸のマイナンバーはいらない』（大月書店、2016年）p. 20. [鎌田一]。また、同書で永山は、個人にとっては“見えざる情報国家”が、大企業にとってはとてつもなく強力な事業活動の“インフラストラクチュア（基盤施設）”が出現したとします。p. 116.
- (11) この点、裁判例も行政保有の個人情報と私企業保有の個人情報との取扱いについて混乱しているようです。たとえば、労働基準監督署の処理経過簿の情報公開事案についての大阪高判2012年11月29日労働判例1065号5ページは、民間企業をもその対象とした「個人情報の保護の関する法律」における個人情報と行政情報公開法における「個人情報」の保護範囲を比較するなかで、「個人情報保護法が民間企業にも適用されるため、営業の自由への配慮から個人情報のある程度限定する必要があるのに対し、公的部門が保有する情報に関する情報公開法は、より厳格な個人情報保護を求めたものと解される」としています。しかしながら、私企業に適用される個人情報保護法は、その事業活動を通じて他者に否定的影響を与える可能性があることを念頭に置いたうえでその規律範囲を考えるという権利保護型の思考をするのに対して、情報公開法は、行政に対する民主主義的統制のための制度であるという点で、まったくその次元を異にしているのです。マイナンバー制度においても、このような視点が欠如しているものと思われます。参照、前田定孝「情報公開制度の解釈作法——法人情報の『おそれ』の解釈をめぐって」三重大学法経論叢31巻1号（2013年）28ページ。
- (12) 白石孝・清水雅彦『マイナンバー制度 番号管理から住民を守る』（自治体研究社、2015年）p. 86.



PART2

第42回東海自治体学校を5月15日(日)午前10時から愛知学院大学名城公園キャンパス(名古屋市)で開催しました。参加者は約250人でした。午前中は「地方自治ってこれだ!」というテーマで、三重県、岐阜県、愛知県からの報告と榊原秀訓南山大学教授の講演を行いました。午後からは2つの講座、1つの特別報告会、9つの分科会を実施しました。前回は午前の部を紹介しましたが、今回は午後の部を特集します。

講座①

暮らしの中の地方自治

講師 豊島明子

(南山大学教授)

講座「暮らしの中の地方自治」には6人の参加がありました。

最初に自己紹介を兼ねて、この講座に参加した動機などを話してもらいました。

講師の豊島明子南山大学教授の講義の概要は以下のとおりです。

住民投票の実施では巻町の原因問題の取り組みがある。最近は公の施設をめぐって取り組み、今日報告があった小牧の図書館の取り組みなどがある。小牧は重層的な取り組みがあつて取り組まれた。

住民自治が目的で団体自治は手段。自治体と国との対等関係はどの程度なのか。憲法92条の「地方自治の本旨」は住民自治と団体自治。93条が住民自治で、94条が団体自治、95条が憲法上の住民投票を規定している。95条は「法律の定めるところにより」としているが法律がないので活用されていない。住民参加の制度としては審議会、意見書提出、公聴会等が古くからある制度。それにパブリックコメント、ワークショップなどをやるようになってきた。多様な住民が地域で活躍していくには色々な条例が必要。

講義を受けてパブリックコメントについて

の質問が出され、豊島先生からは「パブリックコメントは新しい制度、影響力がある」と回答がありました。また、国家戦略特区は憲法95条を使うべきではないかなどの意見が出されました。

特別報告会

「大都市制度と都市再生研究会」の成果報告

報告者 遠藤宏一

(元南山大学教授・大阪市立大学名誉教授)

富樫幸一

(岐阜大学教授)

梅原浩次郎

(愛知大学・中部地方産業研究所研究員)

「大都市制度と都市再生研究会」は、2012年6月に遠藤宏一先生(元南山大学教授・大阪市立大学名誉教授)を代表者に東海自治体問題研究所の自主研究会として発足しました。研究会は4年間に渡り、42回を数えましたが、ここで一度中間的な総括をしてその研究成果を公表しようということになりました。

研究会は当初から研究成果を本にまとめることと、東海自治体学校で成果発表を行うことを視野に入れてきました。結果として、成果報告書となる冊子『グローバル産業都市への夢と現実―環伊勢湾大都市圏』開発の過去・現在・未来』を間に合わせることが出来ました。と同時に、こうして研究会報告を実

施することが出来てうれしい限りです。

さて研究会報告は、最初に代表者の遠藤先生から研究会発足の三つのキーワード、二つの視点についての報告がありました。三つのキーワードとは、「ポスト2005」問題（＝愛知万博、中部空港建設、そのあとで……）、「トヨタ・ショック」（リーマンショックと世界不況の地域経済への影響）、「3.11衝撃」（2011年東日本大震災と原発事故）です。二つの視点とは、一つに名古屋大都市圏開発政策の展開と課題、二つにはトヨタ企業体・自動車産業集積と地域経済・社会です。こうした視点から「環伊勢湾大都市圏」での開発行政について、国の総合計画や愛知県の地方計画と関連づけながら、過去・現在について報告してもらいました。

梅原先生からは「世界経済危機・東日本大震災以降の地域経済の課題とトヨタの動向」として、今日の開発行政の現状について報告がありました。「開港10年を経た中部臨空都市事業と愛知県企業庁会計」を分析し、大規模開発の歴史の教訓から、今日の「リニア建設にともなう大規模開発の論点」の不当性を問うものでした。

富樫先生からは「名古屋大都市圏・産業ミッドランズ・流域＝海域圏」と題して3つの視点から伊勢湾をめぐるこの地域の状況についての報告がありました。すなわち名古屋大都市圏はグローバル・シティ・リージョンとして、人口規模としては世界的な巨大都市群（2千万人クラス）の次に位置し（岐阜・愛知・三重の3県で1,003万人世界26位）、産業や所得の面でも世界有数のランクにある。また、静岡・愛知・岐阜・三重・滋賀と連なる産業地帯は広域的、かつゆるやかな意味での産業立地のベルトとして「産業ミッドランズ」とでも呼ぶべきであろう。流域＝海域圏では失われた生態系の回復、すなわちサスティナブルな河川と内湾をめざして、長良川河口堰や藤前干潟の運動などが河川流域全体、そして伊勢湾・三河湾へと繋ごうとしている。

分科会②

住民の自主性を育む地域づくり

助言者 中田 實

(名古屋大学名誉教授)

1. 報告レポートの要旨

(1) 名古屋市天白区平針南学区

「広報紙に支えられた自主的な地域づくり」

平針ニュース編集責任者

リボーン委員会事務局長

浅井正明さん

1975年10月に平針ニュース第一号を創刊し、毎月途切れることなく41年継続しています。広報紙の発行は、まず住民が地域の出来事や課題を知る、住民や地域団体の活動や意見を知ることが目標にし、住民の相互理解を深める、地域生活を向上させることへ目標を高め、さらに、住民による意見参加から行動参加へ発展させることを目指しました。

2012～2013年度の2年間は、地域委員会発足に合わせて学区全戸配布に取り組み、アンケート調査に基づいてリボーン委員会を設置し、高齢者健康生きがい事業、災害時自助共助減災力向上事業、子どもの安全安心環境づくり事業、夢をつなげる交流事業を実施しました。

自治会員でない家庭にも広報を配布することには理解と協力が得られており、事業費は市300万円＋地元負担300万円（自治会費の繰越金から支出）で執行しました。

徹底した広報により、事業には3,300人もの住民が参加、40人もの新たな人材や地域活動が生み出されました。さらに2013年にはホームページとブログを立ち上げました。

これからの課題としては、リボーン委員会をどのように継承していくか、連携が強化された既成活動組織間の関係をどのように持続するかに加え、当学区は学区を単位に一つの自治会が組織されていることから、学区連協

とは次元の異なる学区地域問題協議会なるものの設立も課題と考えています。

(2) 名古屋市北区

「味鋤学区連協の改革に向けて」

林山中自治会長 大崎 洋さん

味鋤(あじま)学区は、5,705世帯。36自治会。地の人(農業)が2割を占めJA関係者が学区運営に多大な影響力を持っています。連協会長は16年間続けた後、今年3月に後継者に交代しました。自分は改革派の人を推していたが敗れたので、けじめとして学区の防犯・交通安全委員会委員長を辞してボランティアで防犯交通安全に取り組んでいます。旧連協会長は非協力でしたが、当初8人で始め、協力者が増えて31人になっています。

役員選出の規則では、学区連協会長の選出は会員の推薦又は議長に一任、議長はブロック長・各種団体の長の中から選出、各種団体の長も総会において議長(顧問 学区連協会長)に一任し、他の役員は会長の指名となっており、早急に改正の必要を感じています。財政も不透明・非公開ですが、4月度学区定例会で新連協会長が財政の公開について前向きに進めると明言しました。すべての情報の開示を求め、学区連協諸規則の改正等に取り組みたいです。

味鋤学区連協の改革はまさに諸についたばかり。地道に改革の志をもった仲間を増やし、学区連協・自治会の改革成功例(植田北学区、大坪学区、大高南学区・森の里荘自治会等)を手本に、当たり前の組織を目指し、財政・課題の透明性を図り、意識変革(ガラパコスからの脱却)に努めていきたい。

2. 分科会での発言から

◆中田先生……宇都宮市の自治会では「高齢化を理由とした脱退は認めない」としたことから、脱退した街区のごみステーションや防犯灯を撤去するという問題が起こってマスコミでも取り上げられていた。これには、市の要綱で「ごみステーションは自治会が設置す

る」などの規定があり撤去の根拠となっていた。全国的にも、自治会員でない家庭への市広報の配布は誰がやるのかなど問題が生じている。地縁組織は「住所(土地)」が先にある。自治会というものの、その活動や大切さについて、世代継承ができていない。役割(住民に期待すること)をはっきりさせて、地域の活動に誘う、呼びかけることが求められる。

◆大垣市・市会議員……高齢化でも班長が回ってくるので、娘が見かねて、勝手に老親の住所を移してしまい、住んでいるのに自治会を脱退させた。公営住宅では、自治会の全体が高齢化している。

◆名古屋市名東区……40世帯のマンションだが、高齢化が進んでいる。地震のたびにコミュニティの大切さが強調されている。

◆日進市・研究者……農村部では、みんなが家族のことを良く知っており、助け合っている。自治会費でも、家族構成や生活状況によって段階的な金額となっており、配慮がある。

◆長久手市……広報は市が配布するようにした。組長の仕事とは切り離れた。日赤募金なども自治会に下請けさせることは問題だと思う。逆に、自治会では災害弱者を把握したいができない。市が情報を出さないという問題がある。

◆名古屋市北区・自治会長……80歳以上は班長をとばしてもらっている。自治会長が強引に、弱者救済方法(買い物同行など)を決めても良いのではと思っている。

◆中田先生……自治会は、家庭の外の問題に加えて、家庭内の問題までも取りまざるを得なくなっている。「お助けマン型支援+専門性を活かした支援」が求められている。地域は重層的である。小さい地域でできないことも、広い地域に委ねることで解決できる場合がある(地域の子どもの数が少なくなって「子ども会」の運営が厳しいなど)。知恵を出し合って問題に取り組むことが大切になっている。

分科会④**学校給食の重要性と民間委託について****助言者 中嶋 久興**

(食料・農業・健康を考える愛知の会)

助言者からの問題提起(概要)

エンゲル係数が高くなった。所得格差＝健康格差(年収200万以下 糖質、炭水化物を多く摂る)さまざまな環境で育った児童が集団で同じ物を食べる→給食は教育の一環であり、生きた教材である。しぼりが多い学校給食が民間委託になれば仕事の改善がない、工夫がない。学校給食はもうけでやることではない。正規職員を100人や200人まとめて雇うことはできない→契約の単価アップにつながっていく。TPP国の体制を変えていく。

分科会報告

今回の東海自治体学校での「学校給食の重要性と民間委託について」の分科会は参加者全員がよく理解できる内容だったと思う。助言者の中嶋久興氏の講義では、世帯間の所得格差が健康格差につながるという調査結果を知ることができた。所得が低いとバランスの良い食品は買えず、安価な加工食品等に頼りがちになり、その結果、子どもは偏食や好き嫌いが激しくなり健康を害する可能性が高まっていく。まさに子どもの健康は家庭での食生活や親を取り巻く労働環境に大きく影響を受けている。そうして、様々な環境で育った子どもたちは学校給食を通して栄養、マナー、配膳等を学び体験する。旬の野菜をふんだんに使い、夏には南蛮づけや塩だれいため、ゴーヤチャンプル、スタミナチャーハン。冬にはバターと小麦粉をしっかり炒めて作るルーを使ったカレーやシチュー。味噌おでんなど煮込み料理があり、季節感も大事にしている給食はその時々思いでと共に味覚も育てる。

子どものときの味覚は将来にわたり左右する。ゆえに給食調理員の経験や技術の伝承は必要であり、それは正規職員でなければ難しい。アレルギー食についても親や栄養士と連携を図り衛生面でも研修等、積極的に取り組んでいる。こういった事実を踏まえて民間委託を考えれば、どこにメリットがあるのかということになる。今回の分科会の議論の論点はこのことに終始したと思う。民間委託とは受注した企業が利益優先になるため最低賃金でパートタイマーを雇うが、それでは雇用が定着しない。定着しないということは仕事の改善もなく工夫もない。子どもから見て作り手がわからない。業者調理員から見ても子どもの顔、アレルギー食対応の児童の顔さえわからない。栄養教諭は定着しない調理員の中で衛生面、作業手順の監視で本来の食育推進の仕事ができない。このようにして心配や不安だらけの民間委託化だが、報告者や発言者が言われたように名古屋市では保護者の方も民間委託化反対に立ち上がってくれ、めぐまれている。この素晴らしい縁に後押ししてもらいながら「なごやの学校給食をよりよくする会」は、これからも安全・安心な学校給食を守る為に活動していくという決意も含め今後の運動の展開について話し会を閉じた。

地方自治のしくみと政策を学ぶ自治体研究社の書籍

販売についてのご案内

500円以上お買い上げの書籍は全て郵送料を無料でお届けしています。

会員特典として代金は1割引きになります。

★申込みは

TEL又はFAXで東海自治体問題研究所へ
(TEL/FAX 052-916-2540)

★代金納付方法

書籍の送付時に郵便振込用紙を同封します。
口座振替の場合は次の口座にお願いします。
・三菱UFJ銀行黒川支店 普通預金0464121
口座名義 東海自治研 長谷川洋二
・ゆうちょ銀行 口座記号00890番号41955
口座名義 東海自治体問題研究所

2016年7月10日現在

書籍名	編著	発行月日	価格(税込)
<憲法と地方自治、民主主義>			
Q&A 辺野古から問う日本の地方自治	本多滝夫・白藤博行・亀山統一・前田定孝・徳田博人(著)	2016.05	1,200
地方自治の危機と法 —ボヒュリズム・行政民間化・地方分権改革の脅威	榊原 秀訓(著)	2016.03	2,160
自治・平和・環境	宮本憲一(著)	2015.08	1,200
マイナンバー制度「番号管理から住民を守る」	白石孝・清水雅彦(著)	2015.04	1,000
「戦争する国」許さぬ自治体の力	小林武・晴山一穂・稲嶺進・稲葉暉・岡庭一雄(編著)	2014.11	1,200
日本国憲法の地方自治	杉原泰雄(著)	2014.07	1,000
安倍改憲と自治体 —人権保障・民主主義 縮減への対抗	小沢隆一・榊原秀訓編(著)	2014.05	2,484
新・市町村議会の常識 —知らなかつたではすまされない	加藤幸雄(著)	2012.07	1,836
議会基本条例の考え方 —分権と自治の扉をひらく	加藤幸雄(著)	2009.02	2,674
<現代自治選集>			
[増補版] 日本の地方自治 その歴史と未来	宮本 憲一(著)	2016.04	2,916
新しい時代の地方自治像と財政 —内発的発展の地方財政論	平岡和久・自治体問題研究所(編)	2014.05	2,808
地方自治のしくみと法	岡田正則・榊原秀訓・大田直史・豊島明子(著)	2014.01	2,376
新しい時代の地方自治像の探求	白藤博行(著)	2013.06	2,592
地域づくりの経済学入門 —地域内再投資力論	岡田知弘(著)	2005.08	2,808
<人口減少社会と自治体>			
人口減少と地域の再編 地方創生・連携中枢都市圏・コンパクトシティ	中山 徹(著)	2016.05	1,458
公共施設の再編を問う 「地方創生」下の統廃合・再配置	森 裕之(著)	2016.02	1,296
地方消滅論・地方創生政策を問う	岡田知弘・榊原秀訓・永山利和(編著)	2015.11	2,916
平成合併を検証する —白山ろくの自治・産業・くらし	武田公子・竹味能成・市原あかね・西村茂・岡田知弘・いしかわ自治体問題研究所(編)	2015.08	2,000
「自治体消滅」論を超えて	岡田知弘(著)	2014.12	1,000
小さい自治体 輝く自治 —「平成の大合併」と「フォーラムの会」	全国小さくても輝く自治体フォーラムの会(編著)	2014.05	1,836

書籍名	編著	発行月日	価格(税込)
<構造改革・アウトソーシング>			
どうする自治体の人事評価制度 —公正、公開、納得への提言	黒田兼一・小越洋之助・榊原秀訓(著)	2015.06	1,300
どこに向かう地方分権改革 —地方分権改革の総括と地方自治の課題	本多滝夫・榊原秀訓(編著)	2014.01	1,800
これでいいのか自治体アウトソーシング	城塚健之・尾林芳匡・森裕之(著)・山口真美(編著)	2014.05	1,728
公務員改革と自治体職員 —NPMの源流・イギリスと日本—	黒田兼一・小越洋之助(編著)	2014.03	2,160
大都市における自治の課題と自治体間連携 —地域と自治体35	西村茂・廣田全男・自治体問題研究所(編)	2014.02	1,944
道州制で府県が消える	村上博・平岡和久・角田英昭(著)	2013.08	1,620
指定都市の区役所と住民自治 —自治体アンケート調査報告	柏原誠・西村茂・自治体問題研究所(編)	2012.03	2,160
「地域主権改革」と自治体の課題	本多滝夫・角田英昭・榊原秀訓・久保貴裕(著)	2012.01	1,944
PFI神話の崩壊	尾林 芳匡・入谷 貴夫(著)	2009.08	2,592
<自治体財政>			
三訂版「習うより慣れろの市町村財政分析」	大和田一紘(著)	2015.10	2,376
増補版「そもそもがわかる自治体の財政」	初村尤而(著)	2011.09	2,052
「分権改革」と地方財政	川瀬憲子(著)	2011.02	3,240
<社会保障・福祉・医療・介護>			
増補改訂 基礎から学ぶ社会保障	芝田英昭(著)	2016.03	2,700
市町村から国保は消えない —都道府県単位化とは何か	神田敏史・長友薫輝(著)	2015.04	1,000
改定介護保険法と自治体の役割 —新総合事業と地域包括ケアシステム	伊藤周平・日下部雅喜(著)	2015.03	1,300
Q&A保育新制度「保護者と保育者のためのガイドブック」— 多様な保育と自治体の責任	中山徹・杉山隆一・保育行財政研究会(編著)	2015.02	900
社会保障改革のゆくえを読む —生活保護、教育、医療、介護、年金、障害者福祉	伊藤周平(著)	2015.01	2,376
地域医療を支える自治体病院 —医療・介護一体改革の中で	伊藤周平・邊見公雄・武村義人・自治 労連医療部会(編)	2014.12	1,512
保育新制度「子どもを守る自治体の責任」	中山徹・藤井伸生・田川英信・高橋光 幸(著)	2014.08	1,000
検証「社会保障改革」 —住民の暮らしと地域の実態から	新井康友・荻原康一・小澤薫・菅野道生・小池隆 生・自治労連地方自治問題機構(編著)	2014.01	1,800
直前対策 「子ども・子育て支援新制度」PART2	中山徹・杉山隆一・保育行財政研究会 (編著)	2013.11	1,543
長友先生、国保って何ですか	長友薫輝・正木満之・神田敏史(著)	2013.08	1,620
社会保障と保育は「子どもの貧困」にどう応えるか 子育てのセーフティネットを提案する	浅井春夫(著)	2009.07	1,851
<地域経済>			
リニア中央新幹線に未来はあるか —鉄道の高速化を考える	西川 榮一(著)	2016.02	1,300
原発に依存しない地域づくりへの展望 —柏崎市の地域経済と自治体財政	岡田知弘・川瀬光義・にいがた自治体 研究所(編)	2013.04	1,620
増補版 中小企業振興条例で地域をつくる	岡田知弘・高野祐次・渡辺純夫・秋元 和夫・西尾栄一・川西洋史(著)	2013.03	2,268
地域の未来とTPP	中嶋 信(著)	2012.11	1,512
地域と雇用をつくる「産業連関分析入門」	入谷貴夫(著)	2012.08	3,024
自然エネルギーが生み出す地域の雇用	大友詔雄(編著)	2012.02	2,160

書籍名	編著	発行月日	価格(税込)
<地域づくり>			
地域交通政策づくり入門	土居靖範・可児紀夫(編著)	2014.08	1,512
お母さん町長奮闘記 —京都・与謝野町 共生と循環のまちづくり	太田貴美・岡田知弘(著)	2013.05	1,728
仕事おこしワークショップ	傘木宏夫(著)	2012.10	2,268
産直市場はおもしろい! 伊奈・グリーンファームは地域の元氣と雇用をつくる	小林史鷹(著)	2012.08	1,620
地域の子カラ 夢を語り合い、実践する人びと	「地域の力」研究会(編)	2009.04	1,944
生活交通再生 —住みつづけるための“元氣な足”を確保する	土居靖範(著)	2008.11	1,944
<地域コミュニティ>			
【改訂新版】新 自治会・町内会モデル規約	中田実・山崎丈夫・小木曾洋司(著)	2016.01	1,296
増補版「地域再生と町内会・自治会」	中田実・山崎丈夫・小木曾洋司(著)	2012.03	1,728
三訂版 地域コミュニティ論 地域分権への協働の構図	山崎丈夫(著)	2009.01	2,808
地域分権時代の町内会・自治会	中田実(著)	2007.05	1,836
<災害復興・防災・安全>			
災害の時代に立ち向かう 中小企業家と自治体の役割	岡田 知弘・秋山 いつき(著)	2016.04	2,484
震災復興と自治体—「人間の復興」への道	岡田知弘・自治体問題研究所(編)	2013.11	3,672
大震災とコミュニティ —復興は“人の絆”から	山崎丈夫(著)	2011.07	1,404
原発におお地域の未来を託せるか 福島原発事故 —利益誘導システムの崩壊と地域再生への道	清水修二(著)	2011.06	1,728
<地域調査>			
地域調査からの自治体政策づくりへ —経験主義からの実践論	遠藤宏一(著)	2010.08	2,376
行け行け！わがまち調査隊 市民のための地域調査入門 地域調査の手法と勘所を伝える	岡田知弘・品田茂(著)	2009.07	1,836
新版 実践 はじめての社会調査 テーマ選びから報告まで	白谷秀一・内田龍史・朴相権(著)	2009.05	2,057
<地域政策>			
2015秋から大阪の都市政策を問う	宮本憲一・富田宏治・梶哲教・森裕之・高山新・桜田照雄・中山徹(著)	2015.09	1,000
大阪市解体それでいいのですか —大阪都構想、批判と対案	富田宏治・森裕之・梶哲教・中山徹・大阪自治体問題研究所(編)	2015.03	1,000
「カジノで地域経済再生」の幻想 —アメリカ・カジノ運営業者の経営実態を見る	桜田照雄(著)	2015.01	1,188
大都市圏の構造変化 —東海からの発信	東海自治体問題研究所(編)	2013.05	1,749
大都市自治の新展開 —名古屋からの発信	東海自治体問題研究所(編)	2012.05	1,749
橋下ポピュリズムと民主主義	西谷 敏・小松 浩・榊原秀訓・市川須美子(著)・白藤博行・浦田一郎(編著)	2012.01	1,512
<東海自治体問題研究所発行の本>			
グローバル産業都市への夢と現実 —「環伊勢湾大都市圏」開発の過去・現在・未来	東海自治体問題研究所(編)	2016.05	500

★東海ローカルネットワーク

【愛知】

○請願書押印、義務撤廃を

愛知県保険医協が県議長に陳情書提出へ

あまり知られていないが、県議会は全国の都道府県議会で唯一、請願書への押印を義務付けている。2015年度には「押印がない」などとして、300万人以上の署名が無効扱いされたこともある。開業医らでつくる県保険医協会は「押印を義務付けるのは時代遅れ。県民の声を広く聞く姿勢を示してほしい」として、9日、廃止を求める陳情書を鈴木孝昌議長に提出する。県議会会議規則によると、請願書は「請願者の住所、氏名（法人は法人名と代表者名）を記載し、押印しなければならない」と定めている。「愛知私学助成をすすめる会」は15年12月、公私格差の改善などを求める請願書を提出。県議会の記録に請願者は122万人と残されているが、提出段階の署名は3.4倍に当たる425万人だった。県議会事務局によると、425万人の1%に当たる4万人分を抽出した上で、押印の有無などから有効率を算出。この割合を基にはじき出したのが122万人という。（2016年6月3日中日新聞愛知版）

○陽子線訴訟

日立、名古屋市に3・8億円請求

名古屋市の陽子線がん治療施設（北区）整備事業の一時凍結をめぐり、施工業者の日立製作所が市に工期延長で増加した費用の支払いを求めた訴訟で、市は7日、日立側から計約3億8200万円の請求があったと明らかにした。▽陽子線施設は松原武久前市長が整備を決め、2008年に日立が245億円で受注。河村市長が09年に当選後、高額な治療費の妥当性や採算見通しを疑問視して3カ月半凍結したが、事業継続を決め13年に稼働した。名古屋市は、陽子線治療施設の効果が確定していないことなどを反論材料にする。しかし、日立との訴訟で名古屋市が全面勝訴しない限り、一時凍結の判断の妥当性をめぐり、将来的に市長個人に費用負担が求められる可能性もある。（2016年6月8日中日新聞）

○PFIで一括契約／西尾市

運営など最大30年、反対の声も

愛知県西尾市がPFI（民間資金を活用した社会資本整備）の手法を使い、市内の公共施設の運営や新設などを1つの事業体に任せる取り組みを進めている。民間の力を活用することで行政コストの削減を狙うが、リスクが大きいため反対の声も上がっている。「今までと違う取り組みにしないと自治体の経営改革は進まない」。13日、西尾市が主催したPFIに関するシンポジウム。（2016年6月14日日本経済新聞愛知版）

○芸協らくご名古屋寄席

大須演芸場で2年半ぶり

芸協らくごの寄席が2年半ぶりに大須演芸場に帰ってくる――。落語芸術協会（会長・桂歌丸）の「2016芸協らくご・名古屋寄席」が7月20日から大須演芸場（名古屋市中区）で始まる。20,21日は、桂米福さんの「質屋庫」や三遊亭圓馬さんの「品川心中」など、実力派真打ち6人による「大須で江戸噺」。22日からは新真打ち3人が登場する。同演芸場は昨年9月に再開。芸協らくごの同演芸場での公演は13年以来となる。桂米福さんは「新生・大須演芸場で新しいお客さんにも出会いたい」と話す。（2016年6月23日朝日新聞愛知版）

○8有料道譲渡、正式発表／愛知県

前田建設などに運営権

県道路公社が運営する知多半島道路など県内8有料道の民営化で、大村秀章知事は24日、前田建設工業（東京都千代田区）を代表とする共同企業体（JV）「前田グループ」に8路線の運営権を譲渡する選定結果を正式に発表した。選定結果は同日、外部有識者でつくる選定委員会（委員長・椎名武雄日本IBM名誉相談役）から答申を受けた。有料道路の運営権を売却する形での民営化は全国初。国が昨年七月、県の提案を受けて構造改革特区法を改正し、民営化が可能になった。前田グループはほかに森トラスト（東京都港区）、大和ハウス工業（大阪市）、大和リース（同）、セントラルハイウェイ（半田市）、豪投資銀行のマッコーリーグループ。譲渡額は、県が設定した最低価額を158億円上回る1377億円。道路公社は今後、売却益を道路建設費の償還や県への出資金返済に充てる。次点の交渉権者はオリックス（東京都港区）が代表のJVだった。（2016年6月25日中日新聞愛知版）

【岐阜】

○割増賃金を追加支給／羽島市民病院

勧告で3942万円

羽島市民病院は、岐阜労働基準監督署から割増賃金の未払いに関する是正勧告を受け、医師や看護師に給与3942万円を追加支給した。7日に病院が明らかにした。病院によると、是正勧告を受けたのは15年11月から今年3月まで5カ月分の医師や看護師ら計300人分の割増賃金。労働基準法では、夜間に勤務した看護師らに支払う「特殊勤務手当」を基本給に加えた上で、割増賃金を計算しなければならない。同院では、この手当を計算式から除外する規則になっていた。勧告は3月3日付で、規則は5月に改めた。また職員の残業代の申告漏れもあり、14年4月から今年3月にかけての22人分、287万円も支払った。合計の

支払額は4230万円に上る。羽島市民病院は2011年にも労基署から勧告を受け、職員123人に未払いの時間外手当計8162円を支払っている。(2016年6月8日中日新聞岐阜版)

○お金なく治療中断、開業医4割が経験

岐阜県保険医協調査

昨年12月までの半年間で、患者の経済的な理由で治療を中断したことがある県内の開業医が4割に上ることが、県保険医協会(岐阜市)の調べで分かった。2010年の前回調査でも同様の結果が出ており、協会は「患者の経済状況に改善が見られず、医師が長期の治療計画を立てづらくなっている」と懸念している。調査は昨年11～12月、協会に加入する医科と歯科の開業医1352人にアンケート用紙を送り、27%に当たる364人から回答があった。それによると、調査までの半年間で治療の中断を経験したのは医科で39%、歯科で47%。糖尿病や高血圧、歯周病など、継続して治療が必要な疾患のケースが目立った。「医療費負担を理由に患者から検査や治療、投薬を断られた」との回答も医科で48%、歯科で33%に上り「治療費の支払いを年金支給日まで待ってほしいと言われた」「薬が切れても受診しない」などの声があった。(2016年6月18日中日新聞岐阜版)

○下呂市長を議会糾弾

訪韓問題で問責決議

訪韓時の不適切な言動を巡る問題で、服部秀洋下呂市長(57)の責任が問われた二十四日の市議会本会議。問責決議案が可決された一方、市長が提案した自身の減給案は否決され、事態は完全に収束しなかった。市長は反省をどう示すか、あらためて迫られる。問責決議案は無所属議員が提案し、十人が賛成者に名を連ねた。訪韓時の問題に加え、市広報紙に公職選挙法に抵触する可能性がある当選のお礼を書いた点にも触れ「軽率で思慮がなく、市長としての自覚を欠いた」と猛省を促した。討論では「市長は市の評判を大きく失墜させ、市民の信頼を傷つけた」など問責への賛成が相次いだ。「報道などで社会的制裁を十分に受けた」との反対意見も。市議十四人のうち議長を除く十三人で起立採決し、賛成十一人、反対二人だった。議員の中には問責決議より重い、辞職勧告や不信任の提案を目指す動きもあったが、問責決議を確実に可決する方向でまとまった。(2016年6月25日中日新聞岐阜版)

○地域に「エネルギー」を

郡上市で小水力発電講座

小水力発電事業の推進と地域の活性化策を考える、住民対象の勉強会「郡上市自然エネルギー学校」の本年度第1回講座が26日、岐阜県郡上市白鳥町石徹

白(いとしろ)で開かれた。本年度は高鷲町向鷲見と大和町上栗巣の2地区が対象で、住民らが適地を探る。▽学校は、NPO法人地域再生機構(岐阜市)と郡上市の共催。同機構の副理事長で、石徹白に住みながら小水力発電事業を支える平野彰秀さんが、主に講師を務める。昨年度は同市明宝寒水地区で実施した。講座には、2地区の住民ら約50人が参加。平野さんは小水力発電の仕組みのほか、石徹白地区のほぼ全戸が出資し、6月1日に稼働した「石徹白番場清流発電所」を紹介。「地域にプラスになる発電所にするため、自治会中心に半年かけて議論し、事業を進めてきた」と振り返った。また、売電収入で新たな農業事業を進める方針であることも説明した。(2016年6月27日岐阜新聞)

【三 重】

○どンドン頼って高齢者の皆さん

伊賀の比自岐で「エスコート隊」

伊賀市の比自岐地区で、高齢者や障害者らの日常の困り事を低料金で手伝う「高齢者世帯エスコート隊」が活動している。2009年、地区の住民で結成し、メンバーは60～70代の男女20人。庭先の草引きや獣害対策用の柵設置など18件の作業をこなしてきた。さらに利用してもらおうと、「気軽に頼んで」と呼び掛ける。「たんすなどの重い物やごみの運搬に困っている」「高所での作業が難しい」「家の周囲の草刈りをしてほしい」。地区のアンケートで、お年寄りらの要望があったことからエスコート隊を作った。比自岐地区の今年3月末現在の人口は505人。うち、65歳以上の人口は238人(47.01%)。料金は高所での草刈りは一時間800円、低所での草刈りは一時間600円、蛍光灯の取り換えやゴミ出しは一回200円。その他の作業については相談に応じて対応する。(2016年6月14日中日新聞三重版)

○「こども食堂」始まる／名張

経済的な理由で十分な食事が取れていない子や、親の仕事で一人で食事することの多い子のため、無料で温かな手料理を提供する「なばりこども食堂」が19日、名張市新町の旧細川邸やなせ宿にオープンした。地域から食材を募り、来年3月まで月1回、日曜日に子どもには無料で食事を振る舞う。初日のメニューは、鹿肉入りのカレーや有機野菜を使ったサラダなど。親子100人ほどがテーブルを囲み、「鹿肉なんて初めてだ」「もうおなかいっぱいだ」などと笑顔を見せ、料理を平らげた。▽地元主婦らが子育ての中で、菓子やファストフードで食事を済ます子どもが多いことを知り、危機感を覚えて友人らに声をかけてこども食堂を始めた。(2016年6月22日中日新聞三重版)

●研究会報告

第6回地方自治研究会

地方創生と地方自治
—地方創生から交付金・補助金を考える

5月7日（土）第6回地方自治研究会を開催しました。今回は「地方創生と地方自治～地方創生から交付金・補助金を考える～」をテーマに、金田さん（愛知県設楽町議会議員）・海住さん（三重県松阪市議会議員）から各自自治体の現状と課題について報告して頂きました。

設楽町・金田さんの報告（要旨）

設楽町の総合戦略の策定は、名古屋大学と協定を結びヒヤリングなどの調査活動を進める一方、住民からは各分野の参加で総合戦略計画策定委員会を設置して進めてきた。スタートにあたっては「まちづくりシンポジウム」も開催したが、町民の参加は20～30名ほどであった。また役場職員では課長級で構成する企画員会議も設置した。具体的な計画づくりでは、企画調整員会議を設置して先の策定委員と役場職員で6つの部会を構成して、“雇用”“移住定住”“子育て”など6つのテーマでアクションプランを作成してきた。住民向けの働きかけとして小学校区単位の説明会を行い、意見交換を実施した。キャッチコピー「ほっとしたら～のんびり・したら～」の作成、町内4地区の組織作り（地区移住定住推進委員会）、パブリックコメントの実施を経て、H28年3月に町議会へ「人口ビジョン」「総合戦略」「アクションプラン」の説明が行われた。定住促進では名古屋と設楽町を結ぶ空き家ツアーも実施して、13組39名の参加があった。町では役場内の組織に「移住・定住推進室」を設置する一方、人口ビジョン・総合戦略概要版を全戸に配布した。総合戦略の交付金は、H27事業分として1000万円、H28事業分では1500万円が交付された。

総合戦略への議会の関わりは、総合計画などを「議会議決」事項に加えているので、総合戦略の検討には委員参加などの形では関わっていない。

総合戦略については、“どんな町にしたい”というような住民の合意形成や、KPI(重要業務評価指標)の達成やPDACサイクルの検討はどうか、総合戦略と総合計画の整合性はどうか、住民の高齢化のなかでの理解・合意づくり、役場の組織体制として総合的な取り組みになるのか、などの様々な課題がある。

<参加者からの意見>

- *総合戦略の計画づくりは実際どのように進んだのか。
- *計画づくりに議会の関わり方がもう少しあってもいいのではないか。
- *各自自治体の総合戦略を、KPIで国が評価するのは問題があるのでは。
- *国の総合戦略の担当者が各県に派遣されて市町村に説明している場面もある。
- *総合戦略の交付金がどう使われているのか、（住民が）よく見る必要がある。

松阪市・海住さんの報告（要旨）

H26年8月第2次安倍内閣での「地方創生」の提唱から、「まち・ひと・しごと創生本部」の設置へ進み、その後「まち・ひと・しごと創生法」が制定された。年末の総選挙の大勝を経て、「まち・ひと・しごと創生」交付金を受けるために「人口ビジョン」「総合戦略」の考え方を閣議決定へと進んできた。そして年明けH27年に「地方版総合戦略作成の手引き」を公表された。

・・・「地方創生」の話が出た当初、松阪市（行政）も「地方創生」の情報を集めていたが、議会では特段の動きはなく進んでいった。H27年度の総合戦略策定の事業は、新年度の当初予算案編成に間に合わないのでは、26年度末に追加の最終補正予算として年度内に組み

入れる形で進められた。交付金での事業は、市として既におこなっている事業で一般財源に予算化している「空き家バンク」「観光交流拠点」「まちづくり協議会」「学校教育現場・ICT」などを「総合戦略」事業項目に組み替えた。その後、交付決定を受けて、6月に補正予算で財源の組み替えをおこなった。交付率は10/10だったが、各自治体への交付金の総額が決まっており、超過した部分は自治体の負担（一般財源）になっている。

松阪市版の総合戦略「松阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略 松阪イズム」が策定される。議会には9月に総合戦略の中間案が出されて、翌年の3月に最終案に報告された。交付額はH26年度決定の1億1600万円（上限額・プレミアム商品券を除く）からH27年度決定は8000万円に減っている。総合戦略の2年目で“本格的に事業が始まると思っている”のに、逆に交付金の上限額が減っている。

地方自治体は既に「地方創生」の仕事は自らやってきたはずである。やっている事業を抽出すれば、総合戦略のメニューに当てはまっていく。さらに自治体として国にしたがって「総合戦略」を作ったのに、国は次に新たな「地域再生計画」を作らないと交付金がつかないという方針で進もうとしている。そして毎年、「名称」や「仕組み」が変わっていく。現場は「がっかり」感が広がっている。

研究者から「憲法改正論議に進むなら、地方創生政策は短期間で終わるのではないか」の指摘もある。新たな「一億総活躍社会」への財政の流れからみると「地方創生」は（財源として）“期限限定付きの商品”とも言えるのではないか。また別の研究者から「地方創生は一過性の事業ではないか。（褒められたことではないが…）一番効率のよいやり方は“貯金”で、一般財源の事業に充てて、その部分を財政調整基金に積むのも…」という指摘もある。

<参加者からの意見>

*地方創生は改めて持続可能な自治体の政策・

財政のあり方を考える機会でもある。

*地方創生は自治体の大小に関わらず共通の基準で進めている問題もある。「要綱」で進める事業も問題である。

その後、事務局・加藤からの東栄町の総合戦略での各事業の概要と合わせて、総合戦略の問題点について報告しました。続いて、三重短期大学の藤枝先生から「国庫支出金」「交付金」も含めた「補助金のあり方」と同時に地方創生の交付金について、国と自治体との関係・政権の成長戦略とのつながりについて、さらに地域の人材や資源を生かした内発的な発展の重要性なども含めて問題提起がありました。

最後に名城大学の庄村先生から、人口減少との関係で地方創生があるかのように言われているが、地方創生は人口が減っても増えても必要な課題であり、継続しなくてはならない。また過去の全総（全国総合開発計画）との関係で「一極集中」の問題はどうなのか。従来から国と地方との関係では「国の関与」問題があり、財政を使った誘導政策が続いているが、「評価制度」などそれらの点はどうなのかなどの提起がありました。

<文責：加藤彰男（東栄町議会議員）>



●行事案内

◆まちづくり読書会

自治体問題研究所発行「住民と自治」を読みあひ、自由に話し合います。

日時：7月17日(日) 13時30分～15時30分

場所：COOP本山生活文化会館3階

多用途室

テーマ：全国的に広がりを見せている「子ども食堂」の今日的意義について

ゲスト：杉崎さん

(北区わいわい子ども食堂)

主催：まちづくり読書会実行委員会

※問合せ先：五十嵐Tel:090-5633-5154

テーマ：「空き家」条例と地方自治

報告：庄村先生(名城大学)

小川さん(岐阜県神戸町)

渡辺さん(北名古屋市)

*「空き家」問題と自治体の対応を通して、地方自治を考えます。

◆第4回理事会

日時：8月30日(火) 18:30～

場所：自治労連愛知県本部

議題：2016年度総会議案について

◆第58回 自治体学校in神戸

日時：7月30(土)から8月1日(月)

会場：神戸芸術センター・神戸市立外国語大学

◆第7回地方自治研究会

日時：8月20日(土) 14:00～16:30

場所：名古屋市栄教育館

(名古屋市中区錦三丁目16番6号)

地下鉄：「栄」下車2番・3番・10B番出口すぐ

お詫びと訂正

先月号の所報で、2か所に間違いがありましたので訂正しお詫び申し上げます。

①所報2ページの「市橋理事長あいさつ」の中の右側、上から3行目から9行目にある「主人」は「私人」の間違いでした。

②所報9ページの大見出しで「長住民投票」となっていました「住民投票」の間違いでした。

なぜ開門調査をめざすのか 韓国の事例と伝統漁法から学ぶ

「清流長良川流域の生き物・生活・産業」連続講座Vol.3

7月31日(日)

13:30開演

@ウインク愛知
(名古屋駅徒歩5分)

参加無料

主催：愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会

第1部 13:30～15:00 長良川とナクトンガン

○李根熹 Lee, Geun Hee (釜山広域市気候環境局長)

○小島敏郎(愛知県政策顧問・青山学院大学教授)

○伊藤達也(法政大学教授)

○武藤仁(長良川市民学習会)

第2部 15:10～16:30 川漁師と伝統漁法

○大橋亮一(長良川漁師) ○磯貝政司(写真家)

○秋山雄司(元天竜川漁協組合長)

○藏治光一郎(東京大学准教授)

○山本敏哉(豊田市矢作川研究所主任研究員)

司会 原田ひとみ(エシカル・ペネロープ代表タレント)

連絡先：愛知県振興局土地水資源課
TEL 052-954-6121